



イギリスの EU 離脱問題

1. イギリス国民の意思の尊重：イギリスは速やかに EU から脱退すべきである

2016年6月23日に実施された国民投票で、イギリス国民はEU脱退を決定した。離脱を支持した票数は全体の（ ）%を占めた。政界、財界、株式・為替市場や賭け市場の誰もが予想しなかった投票結果にヨーロッパは大きな衝撃を受けている。

EUにとっては、イギリスから新たな難題を突きつけられた形となったが、市民や市場に対しては冷静な対応を呼びかける一方で、イギリス政府に対しては、国民投票の結果を速やかに実現するよう要請している。

EU要人の中で最も早くメディアのインタビューに答えたのは、EUの議会である（ ）のMartin Schulz議長（ドイツ）であるが、開票作業はまだ終了していないものの、離脱派の勝利が確定した時点で出身国（ ）の公共放送ZDFのニュース番組に出演し、すでにイギリスのEU離脱の準備をしており、個人的にショックを受けているわけではないと述べた。官公庁が開く時間になると、他のEUの要人からも同様の声明が出されたが、EUの行政機関である（ ）のJuncker委員長は、イギリスは遅滞なく国民投票の結果を実現すべきである、つまり、脱退を遅らせるべきではないと述べた。これは、イギリスの（ ）首相は今年10月に退陣すること、また、EU脱退交渉は新政権のもとで進められると述べたことを受けた発言である。つまり、脱退交渉の開始を10月まで先延ばしすべきではないというEU側の意思を（ ）に向けて発した。

このようなEU要人の発言は、イギリス国民の意思を尊重する一方で、冷静な対応が重要であることを強調するものである。しかし、数日前まで、イギリスのEU脱退は欧州統合に深刻な影響を及ぼすこと、ないし、イギリスがEU加盟国であり続けることの重要性を訴えてきたことは、確かにその真意は明らかであるが、「2枚舌」として受け止められ、EU政治に対する市民の不信感をさらに増長させる危険性をはらんでいる。

これまで EU はイギリスの要求を可能な限り受け入れてきた。本年 2 月の首脳会議（これを と呼ぶ）では、EU 統合に消極的あり、仮に、残留することになったとしても、EU を牽引する意思のないことをあからさまに表明しているイギリスのために時間を割いて協議した（詳しくはこちら）。キャメロン首相は国民投票で良い結果をおさめるという責任を課されていたが、それを達成することができなかった。EU はそれに大きく失望していると解される。脱退交渉で、イギリスからさらに難題つきつけられるとすれば、EU は崩壊しかねない。

もともとイギリスは、外からは破壊できない EU（当時は EC）を内から破壊するために加盟しようとしていると指摘されていたが、イギリスは自らの脱退という形で EU を崩壊に導くことがないよう、滞りなく脱退すべきである。

なお、EU 基本条約の批准に先立ち、一部の加盟国で実施された国民投票で批准反対票が過半数に達したとき、その国に特例を設けた後、再度、国民投票を行った例がある（リスボン条約についてはこちら）。イギリスの国民投票の結果を受け、EU とイギリスはさらなる交渉を行った上で、再度、国民投票を実施することも可能であるが、現在まで、このような「プラン B」は排除されている。

2. 若者への衝撃

もともとイギリスは EU に積極的に参加していたわけではなく、「経済的な理由で成立していた婚姻関係」と捉えることもできる。40 年に亘るこの関係はまもなく終了することになるだろうが、先行き不透明な状況は、EU よりも、イギリスに深刻な打撃を与えることになる。同国への投資は著しく減るであろう。

EU 脱退が実現することになれば、イギリス出身の EU 官僚や欧州議員は職を失うことになる。また、欧州統合に関する学校・大学教育を見直す必要性も出てくる。我が国とは異なり、ヨーロッパの学生は「 」であり、そのほとんどは留学を経験すると言われてきたが、EU 脱退はイギリスの青少年の国際観や将来像を大きく変える、より詳細には、将来の職業選択・自己実現の幅をかなり（ ）することになるだろう。大学や大学院で EU 法を学んでいる学生や、ブリュッセルの EU 機関で実習を受けている若者の落胆は計り知れない。

実際に、若年層の大半は EU 残留を支持したとされているが、離脱派が多い高齢者によって、彼らの将来は奪われたと言ってもよい。なお、スコットランド独立の是非を問う住民投

票では 18 歳未満の者にも投票権が与えられていたことと比較し、今回の国民投票でも 16～17 歳の国民に意思表示の機会を与えるべきであったという見方もある。

3. イギリスの分裂

イギリスは、イングランド、スコットランド、() () という 4 つの地域からなるが、首都 () が置かれているのは () である。

国民投票の結果は「高齢者の判断」という側面の他に、「イングランドの判断」という側面も持ちあわせている。つまり、スコットランドとは対照的に、イングランドでは離脱派が過半数に達した。かねてよりスコットランドは欧州統合に友好的なことで知られているが、現行 EU 法上、EU に加盟しうるのは独立国家に限られる。そのため、スコットランドの独立が再び議論されることになるのは必須である。これは北アイルランドの独立にも影響を与える。EU 崩壊より、イギリス崩壊の危険性の方が高い。

このように国民投票の結果は、EU よりもイギリスに深刻な影響を及ぼす。イギリスは様々な点で 2 分されていると言える。さらに新首相の選出で政治が混乱する危険性も存在する。

4. 扇動政治の助長

国民投票の結果は、イギリスはもちろん、他の EU 加盟国の EU 懐疑派を勢いづけることになる。換言するならば、EU 統合に限らず、国際化やキャピタリズム、また、外国人の流入に反発する扇動政治を助長することになる。その一方で、EU 残留を訴えていたメディアや政界・財界、とりわけ、経済評論家は現代的な民主主義を発展させた国でさえ、有効に機能しなかったことを示唆している。

現行 EU 法は、2009 年 12 月に発効した（ ）条約に基づいているが、同条約に基づき、EU 脱退に関する規定がはじめて設けられることになった。詳細には、EU 条約第 50 条において、EU 脱退手続が定められることになった。しかし、EU 脱退の要件まで列挙されているわけではない。つまり、脱退はもっぱら加盟国の意思に委ねられおり、当該加盟国は特に理由を示すことなく、脱退する意向を一方的に示せば足りる。なお、この規定は、脱退する権利を加盟国に与えていると説明されることもあるが、実際には、このような権利は与えられていない。

上述したように、EU 法は脱退の要件を（ ）が、加盟国の国内法上の要件については慎重な検討を要する。別の観点から述べるならば、そもそも国内法上、（ ）かという問題がある。ドイツのように、憲法（基本法第 23 条）で EU 加盟について定めている国では、憲法改正の必要性も生じうる。なお、イギリスの脱退に関しては、EU 残留を支持するスコットランドの議会が拒否権を発動することができるかという問題が提起されている。

EU 条約第 50 条第 2 項によれば、脱退を希望する加盟国は、加盟国首脳会議、つまり（ ）に脱退する意向を伝えなければならない。この一方的意思表示を受け、同理事会は脱退交渉の方針を決定する。また、この方針に基づき、EU は脱退を希望する加盟国と交渉し、脱退の詳細や将来の関係について定めるために協定（条約）を締結するものとされている。なお、協定の締結が義務づけられているわけではない。それゆえ、脱退を通知したときから 2 年以内にこの協定が締結されないとき、脱退を希望する国は、いわば自動的に脱退することになる。つまり、この時点より、現行 EU 諸条約は、その国には適用されなくなる。なお、この時点は先延ばし、つまり、交渉期間を延長することができる。ただし、それには脱退を希望する加盟国を含む全ての加盟国の同意が必要になるため、交渉期間の延長は容易ではない（第 3 項）。

一般に報道されているように、協定は 2 年以内または延長された期間内に必ず締結されなければならないわけではなく、締結されなければ、自動的に EU 脱退が実現することになる。

協定は EU と脱退を希望する加盟国との間で締結される。つまり、その他の加盟国は協定の当事国とならない（EU がこれらの加盟国を代表する形をとる）。そのため、欧州憲法条約やリスボン条約といった EU 基本条約のように、個々の加盟国の（ ）が必要になるわけではない。

交渉において、EU は加盟国の脱退を阻止することはできないと解されている。

なお、EU 諸条約が適用されなくなる場合であれ、脱退する国は、すでに国内法体系に取り入られている EU 法を破棄しなければならないわけではない。つまり、脱退後も、従来通り適用することができる。ただし、現行 EU 法の中には、イギリスが適用を欲さないものがあり、まさにそれが国民投票の争点になった。それらは脱退に伴い改められることになろう。

他方、加盟国であることの特性に基づいている規定（例えば、EU 理事会における議決権、欧州議会における議席）は、脱退に伴い、適用されなくなる。例えば、欧州議会において、イギリスには（ ）議席与えられているが、脱退すれば、議席数は（ ）となる。加盟国として EU 裁判所に提訴することもできなくなるが、個人が訴えることは認められる。

◎ イギリスの脱退交渉における争点

EU 脱退交渉の論点の一つは域内市場政策にある。つまり、EU 内では、（ ）（ ）サービス、資本の移動の自由が保障されているが、イギリスは、脱退後も、EU 市場の恩恵にあずかりたいと考えている。これは何も EU 加盟を必要としないため、実現可能である。特に、ノルウェーやスイスは、EU に加盟していないが、EU と個別に協定を締結し、域内市場のアドバンテージを受けている。しかし、これには、人の流入を受け入れるという条件が付けられており、ノルウェーやスイスは、EU から入ってくる労働者を受け入れている。イギリスが EU から脱退する理由は、まさに、人の移動の自由を制限することにあるため、イギリスが EU 域内市場に参加し続けることは困難であると考えられる。

イギリス政府は、国民投票の結果を尊重し、域内市場への参加を断念すべきである。そうではなく、EU から譲歩を引き出すために交渉を重ねると、EU との関係だけでなく、国民との関係もこじれることになろう（つまり、国民は域内市場への参加を希望していない）。

EU はカナダや韓国と自由貿易協定を締結しているが、イギリスとの間にもそのような協定を締結することが有益である。

加盟国から EU への主権の委譲に伴い、加盟国ではなく、EU が対外的に行動してきた政策・案件がある。例えば、WTO における議決には個々の加盟国を代表して EU が参加し

ている。また、WTO 紛争処理機関への訴えについても、個々の加盟国ではなく、EU が行っている（個々の加盟国に対し訴えが提起される時も、その加盟国ではなく、EU が対応している）。脱退交渉では、このような点についても取り決める必要がある。

イギリス脱退の EU 法への影響

従来、イギリスは EU 政策の自由化に貢献してきた。確かに、すべての政策で良い効果が得られたとは言えないが、EU 政策の自由化ないし現代化は後退することになるだろう。

他方、イギリスは、EU の人の移動の自由やテロ対策、また、外交政策の決定にかたくなに抵抗してきた。イギリスが脱退することで、EU の外交・内政政策の発展が期待される。